

告 示

埼玉県告示第七百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法
第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十五日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

春日部都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備

部まちづくり推進課

四 縦覧期間

令和四年七月十五日から令和四年七月二十九日まで